

法定相続分について

法定相続分とは民法の規定により次のように定められています。

相続順位	相続人	相続分
第1順位	配偶者	2分の1
	子	2分の1
第2順位	配偶者	3分の2
	直系尊属	3分の1
第3順位	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1

例えば次のような場合は・・・

(具体例)

遺産 1200万円

相続人は、以下のとおり

妻・子供 A（嫡出子）・B（嫡出子）・C（非嫡出子）・D（非嫡出子）

妻と子供 4人の持分の割合は 2分の1ずつとなります。

子 4人の持分は相等しいのが原則です。CとDは非嫡出子ですが、嫡出子・非嫡出子の区別なく相続人の持分比率は以下のようになります。

妻 : A : B : C : D = 6 : 1.5 : 1.5 : 1.5 : 1.5

よって、法定相続分は

法定相続分は

妻	$1,200\text{万円} \times 6/12 = 600\text{万円}$
子A	$1,200\text{万円} \times 1.5/12 = 150\text{万円}$
子B	$1,200\text{万円} \times 1.5/12 = 150\text{万円}$
子C	$1,200\text{万円} \times 1.5/12 = 150\text{万円}$
子D	$1,200\text{万円} \times 1.5/12 = 150\text{万円}$

となります。